

関西労災職業病 No.32

関西労働者安全センター

1976.12.30発行

大阪市大淀区本庄東通り4-1 三和ビル22号室

☎06・374・2991

郵便振替口座 大阪 315742

60円

32号の案内

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18

主張

内閣に不利な省令・通達をぶつとばせ！
省令・行政への攻撃を一層つよいよう

3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18

資料

被災労働者同盟の斗争から
み込んで助けあつてびんぱり
ましようや

17
18
ページ
診療所だより
針灸治療室の四ヶ月
設立経過について
その4

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
ページ
開院の中から
金鋼管商事支部
支部の勝利は地域共斗の
中で得た貴重な体験

今・通達をぶっとばせ

攻撃を一層つよめよう

改悪労災保険法の施行が眼前に迫つてキた。東京の監督署交渉で入った情報によれば、労働省は4月施行と同時に全対象者を傷病年金の1級から3級に振り切る腹づもりでいるらしい。そして、それに向けて着々と準備をすすめている。

この12月には労働省令や通達が出て前う予定である。10日の労働保護審議会には又り、労・資・公益の三者代表の了承ととつて、中旬には全国各都道府県の基準局長を集めて手渡す手はずといふ。この一年間にわたり何回となく訴えてきた様に、補償額のダウンや早期打ち切り、被災者の解雇促進という大弾圧がいよいよ実行され様としているのである。また、資本の側も行政の動きに呼応していふ。あの暴力労政の佐野安資本は、最近になつて労災長期休業者の掌握に乗り出している。つまり、解雇する者をリストアップしてい

改悪阻止斗争から改悪糾弾斗争の間に積み重ねた情宣と学習の成果を今こそ發揮しよう。我々が中軸となつて全ての労働戦線を結集して反撃しよう。

まず労働省令・通達が出る前に行政を攻めておかねばならぬ。補償額がどのくらいダウンするのか、どのくらいの症状で何級になるのか、解雇の取り扱いはどうなるのかなど全て省令と通達で決まる。

すでに、労働者側代表委員である高山氏(全金中史副委員長)を通じて審議会あてに「労働者に不利益にならないよう」と要望書を提出した。

だが何よりも直接に各府県の労基局・監督署に対して「労働者に不利益にならうよう」は省令や

労働者に不利な省 資本・行政への完全補償をうちとう

通達が出たら末端の行政はマヒします」と言わせるぐうい攻めなければならぬ。

完全補償をうちとう

そして、省令と通達が出てからも決して攻撃の手をゆるめてはならない。いや、一層強のなればならぬ。今回の改悪法に該当する者、つまり休業が一年半以上の被災労働者を失頭におして、彼らを抱える組合がバックアップをして、一人一人について具体的に補償額が何円になる今まで詰め、一円でも低くならないようなら拒否して、一円でも高くなるようになせよう。こうして、例え万が一不利な省令と通達が出たとしてもそれを単なる新規にしてしまおうではないか。

また、資本に対する反撃も忘れてはならない。被災者の首切をねらっているのは佐野安資本でありではない。

向こう4ヶ月で決戦だ!

同意約款又協定を勝ちとろう。この秋斗で多くの組合が要求としてなみげながらも締結に至ってはほとんど全滅し、これは敵の抵抗もさることながら、労働者の側にまだ切実な問題として受けとめられてないからだろう。この点ならも労基局斗争は意味がある。具体的に誰の補償額がいくら減らされるのかやかるのであるなら、本当の学習の場になるだろ。

個別資本ばかりでなく、今回の改悪を要求した闇経協の責任の改悪を要求した闇経協の責任も厳しく追及し抜こう。直ちに闇斗体制を作つていう。そのためにもまず、各組合で休業者をリストアップしてオルグする二とからはじめよう。

改悪労災保険法

はせどり

労災保険法改悪に反対し、被災者の完全補償・完全治療を要求する斗いは、来年四月の改悪法の実施を目前にして再び高まりをみせてきていた。東京では各地の労基署交渉の追跡から労働省中央への直接交渉が連日の

ように行われており、関西でも大阪地評に従って京都地評が糾弾決議を行つたこと、また各産業組から大阪労基局への交渉要請が相次ぐなど、運動は全国化している。今後シリーズとして当局面の報告を行う事にする。

- (3) 労基局に付して、何人も不利益な切替えはさせない。切替えに当つては組合の同意が必要である。
- (4) 原本実現のための労基局と地評レベルの因交を翻に大衆行動で斗う。

京都

改悪法への斗いを交渉

去る12月13・14の両日に行われた京都総評の大會において、全金京滋地本・新産別京滋地連の提案により「労災保険法改悪に対する斗いについて」の決議案が採択された。これは大阪総評

- (1) 既設の労災職業病対策委員会は以下通り、
運動の輪の着実な拡大を示している。
決議の具体的項目は以下の通り、
- (2) 長期労使休業者掌握し、同行動を始めとする交渉課題の設定共

大阪

大阪労基局へ 統々と 交渉申し入れ

- 法施行を目前にして、大阪での機能を拡大するため、会議を定期化すると共に、大衆的な交流共通課題の設定共
- 金岩井・安全センター・全造船佐野安分会・北大阪合同労組などが次々に、被災者の完全補償早朝解雇反対をかかげて交渉を要求した。そして12月22日

にはこれらの統一行動が予定されるに至っている。

また、全港湾の大坂地評に対する協力要請をうけて、地評の不当弾圧対策委員会(議長

片本地評組織局長)は、労災保険改悪問題に対する対策協議のため、12月24日に緊急会議を開催することを決めた。斗いは来年1月にかけ、山を越える。

労働省

新年金への切替に向けて

長期療養者の調査を断行

主張で訴えたように労働省は改悪法の施行に向けて着々と準備を進めていた。つい先日、全国の長期年金受給者に対し、「新たな「傷病年金」」のランク付けのための調査票を送付してきただ。

(資料参照)そこで早速、多くの長期年金受給者を抱える京滋じん肺患者同盟は、12月15・16の両日、京都労基局と交渉を行ない、その説明を求めた。その説明によれば、(1)傷病年金の等級決定基準(省令通達)はまだ決定していない、(2)年の2月頃の決定予定である。

このような調査をするとは明らかに勇み足である。というのではなく、調査票を見ればわかるが、「介護級を決定」とようとする意図だけが先行しているのだ。

我々は労働省の意のままに等級決定することを断じて許さない。そのためにも、少くともう一度、この調査票を拒否しよう。提出しない場合には「年金の支払いが差止められることがあります」と強迫しているが、この非は一方的に労働省側にあるのだから、被災者は全く心配する必要ない。

(2)今回の調査票は等級決定の資料である。

東京

労働省・労災 保険審議会へ 連日の斗争

東京の労災保険法改悪阻止実行委は連日被災労働者を中心にして斗いを進めている。12月10日、労災保険審議会が開かれたが、実行委はこの席上を包囲する斗争を行った。審議会長の鴻常夫東大教授は、交渉の人数制限時間制限をつけて会議に応じたが、実行委の意向は聞くものとの答えについては明らかにできない旨を告げた。

また、東京の全都活動者会議は、12月13日、労働省交渉を行ない、労行政政に対する斗いはその巾を広げつつある。

労災保険年金

受給者の皆さんへ

「労災年金受給権者の定期報告書」の提出についてのお知らせ

労災年金受給者の皆さんお変わりございませんか。さて、毎年2月中に提出することになっておりました定期報告が今年は1月中になりました。

- ◎ 昭和52年4月1日から、従来の長期傷病補償給付の年金及び長期傷病給付の年金にかえて、「傷病補償年金」及び「傷病年金」が新たに支給されることになり、年金額も従来より引き上げますが、新しい年金は、受給者の病状等に応じその額が三段階に区分されています。については、新制度への円滑な移行を図る必要上、今回は、従来2月に提出していただいた定期報告を1月に繰り上げるとともに、報告の内容にも若干の変更を加えておりますので、ご協力下さい。
- ◎ もし、この定期報告書を1月末日までに提出しなかったり、おくれたりしますと5月期以降の年金が正しく支払われないばかりか、場合によっては年金の支払が差し止められることがありますので、とくに注意して下さい。
- ◎ なお、定期報告書は、次の説明に注意し、また記入例を参考にして作成して下さい。

診断書添付資料

現在の病状等					
④入浴	③衣服の着脱	②用便	①食事		
(略)	(略)	<input type="checkbox"/> 失禁する <input type="checkbox"/> しごんやベッド用便器を使用しない <input type="checkbox"/> 排便しながら病床にいることがで <input type="checkbox"/> れば便所で排便する <input type="checkbox"/> 他人の介助を受けることなどがで <input type="checkbox"/> る	<input type="checkbox"/> 他人の介助を受けて便所で排便す <input type="checkbox"/> る <input type="checkbox"/> に便所で排便する <input type="checkbox"/> とがで <input type="checkbox"/> る	<input type="checkbox"/> 経管摂取を必要とする <input type="checkbox"/> とがで <input type="checkbox"/> る	<input type="checkbox"/> 他人の介助を受けて食事をするこ <input type="checkbox"/> とがで <input type="checkbox"/> る
⑩その他参考となること	⑨障害	⑧監視	⑦安静度	⑥言語	⑤歩行
		<input type="checkbox"/> 監視を要しない <input type="checkbox"/> 随時監視を要する <input type="checkbox"/> 常時監視を要する	<small>*精神神経系の障害を有する者のみにつき て記載して下さい。</small>	(略)	<input type="checkbox"/> よく通じる <input type="checkbox"/> あまりよく通じない

二 大阪府被災労働者同盟の三、から

みんなで助けあつて
がんばりましょうや

大阪府被災労働者同盟（出口
静雄会長）がその結成活動に取
り組み出してすでに2ヶ月近く
の時間がたった。この組織活動
の中で被災労働者自身が獲得し
てきたいいくつかの思想がある。

自分が良くなるには
みんなが良いと…

出口会長は一つ一つの斗争を
やったあとに口ぐせの様に「自
分が良くなろうと思うなら、他
人の事も考えて、みんなが良く
なろうと努力しない限り、決し
て自分が良くなることはあり
ません」とおっしゃる。それ
のために、被災労働者同盟

は、労災認定斗争や一時金斗争
就労獲得斗争も、本人はもとよ
りできるだけ多くの人々が参加
するようになっている。

患者ではなく、被災労働者・労
動者としての自覚が、この斗争
の中から芽はえ一人はみんな
のために、みんなは一人のため

に「」の思想をもつにいた。
自分でけよければいい、とい
う関係からは、支援はされても
決して支援する事はない傾向が良
発生するゆけだが、出口会長を

何しろ、今まで労働運動を知
らない人が多い。知っていると
言えば、出口会長がみな全金
大阪亜鉛支部の結成当時、委員
長をやつたという事で、一人だ
けである。だから、何をやつて
よいのか知らない、という不安
がみんなの共通した気持ちだっ
た。

しかし、「体でぶつかってい
ふたらそのうちやめるさ。とにかく
斗いが學習なんだよ。がん
ばらなくつちや」と氣楽に斗い
を進めていく。

だから、植田マンナンの斗い、
岩佐斗争と、何しろ大阪には、
先輩・先生方がいっぱいいらっ
しゃるのだから自分達がやる気
さえあれば何ぼでも勉強はでき
るというもののや、と連日斗争の
場に、被災労働者同盟員は走り
回つている。

斗争が学習びすな

早く一人前に、他の困った被災者のために運動する事ができよう。とみんなは今日は〇〇、明日は××と活動を続けている。

何でもやつづせ

ともなく被災労働者といつても、オジサン・オバサン・オジイチヤンである。

老後の生活の事、住宅問題、健康保険の問題、とありとあらゆる生活苦をぶら下げている。だけしねやらないのだなどとは言つていいれない。

何でもやつづせ！

とにかく、高年令労働者、パートのおばちゃん、さらに被災者遺族の合同労組といつたところです。

大阪府被災労働者同盟への参加よびかけ

今日も、ど二々の職場で、誰

かが傷つき、得体のしらない職業病に侵され、公害患者と共に、病苦と生活苦の二重の苦しみの中で、どうするすべもなく死んでいるのをもしれない。

労働者は健康な体でも弱者である。まして働く能力と行動力を失った被災者は尚更のことである。

本経済のない手であり、一家に山らの人々は、及つての日本経済の支柱であった。この日本経済を支えてきた被災労働者の大半は、企業から切り捨てられ、労働組合は頽々ひりし、労働行政は、労働者の無力をよいことにして手をなそぐともしない現状に

ゆかぬは原則に立ち返り、団結して被災者の相互協力と日常運動を展開する以外に救ゆ山道のないことを自覚し、大阪府被災労働者同盟に結集して、被災当時の原因糾明と責任の所在を明らかにする救済活動に立ち上げよう。

大阪府被災労働者同盟規約(案)

第一條(名稱)

本会は大阪府被災労働者同盟

第二條(目的)

本会は労働災害・職業病による被災労働者が自主的に結集し救済活動を行うことを目的

とする。

オ二条（構成）

本会は過去、現在を向かず、

労働災害・職業病の被害を受け、被災者の意志が充足され

ない状態で放置され生活苦を強いられる個人、及び被災者家族、さらに、本会の趣旨に賛同し被災労働者の救済活動に協力する団体及び個人によつて構成される。

オ三条（事業）

本会は次の各種活動及び事業を行ふ。

オ四条（事業）
本会は次の各種活動及び事業的に行つたがい、被災労働者及びその家族を組織し、被災労働者が相互協力して、被災當時の情況調査者に相互協力して、被災当時の情況調査や当該企業の責任追及及び行政責任の追及を行う運動及び学習活動等を行い、被災労働者及びその家族の救済活動を行う。

オ五条（財政）

本会の運営は次項に示す諸会費及び資金によつてまかねう。テ決定する。

オ一項 本会の会員は各個人毎月壱千円とする。

オ二項 本会の生活の安定と向上及び就業と社会復帰のための活動を行う。

オ三項 二度と被災労働者が発生しないための労働条件作業環境の改善のための活動を行う。

オ二項 本会の目的に賛同する個人及び団体からの寄付金。

オ六条（総会及び役員会）

オ一項 本会の総会は最低年一回開催される。さらに同盟員の過半数の要請や会長の提案があつた場合に臨時に開催することもできる。

オ二項 現行労働法及び会福祉に関する法案の運用面の拡大と不備或いは反労働者的部分、項目の摘出と改善。

オ三項（総会）

オ一項 本会は本会の最高議決機関であり、年間活動方針の決定、規約の変更、役員選出、財政監査、予算決算の決定、他団体との連帯について決定する。

オ二項 総会は同盟員の总数の過半数の出席により成立する。

オ三項 決議は原則的に総会出席者の満場一致によつて

行うが、討議をへ、出席者の
過半数による賛成をもつて決
議する。

以上の規約はオ一回総会によ
て決定する。

△連絡先

オ五項 一 役員の構成は、
会長一名、副会長二名
事務局長一名 事務局次長
二名 事務局員若干名
会計一名 会計監査二名
とする。

オ六項 一 役員の任期は満一
年とし、再任を妨げない。

オ七条 (支部・分会)

本会はこの活動を円滑になかつ
効果的に行うため府下各地域
に支部・分会を結成し、支部
・分会役員をおき活動をおこ
なう。

オ八条 (連帯)

本会はオニ条の目的を達成す
るため左記の団体と連帯し交
流を深める。

(編集部)



松浦診療所
大阪市港区弁天二丁目1
a 30
Tel. 06-574-8010

への御協力を
お願いします

ハガキ
通信

先月号(31号)に初めて
ハガキ通信をとじ込みま
したが、さつそく多くの
方々から返事を頂きました
しく思っています。
采月の新年号くらいには、
その中のいくつかを
誌面で紹介していくこと
も考えておりますので、ど
んぐんハガキを返送して
下さい。匿名希望の方は
ハリキリ示指して下さい

都島

頑張り続ける組合員保母三人目の労災認定かどる

全国一般・都島友の会支部

都島友の会支部の保母労働者は、連日比嘉正子理事長の横暴な取扱いと斗争を続けていた。この労働者は、腰痛病（頸肩腕症候群）の大きな柱であるが、11月20日の沢田支部長の労災認定に続いて、去る12月2日、天満労基署は池原豊美さん（労災認定を行つた）の労災認定を行つた。これで組合員の三名が職業病の認定をうけたことになり、比嘉の「私病などかかるわけがない」という強弁がますます社会的に空々しいものになつたことは明らかである。組合では現在もう一名の労災申請をしていろが、

全員が業務上認定を克ち取るために頑張つてゐる。

しかし、比嘉は相変らず強硬な態度をやめず、認定被災者の時間内通院の権利（休業100%補償など）一切のものを認めず。そればかりか逆に、配置転換などの攻撃で組合員を強圧分断を行おうとしてきている。

都島友の会支部の斗争は、劣悪な労働環境に置かれている全国の民間保田労働者の先頭に立つてゐる。労災報告集会が行われた。参加した約60名の人々は、講師井上澄夫氏の力強い報告、タイ革命の出発ーに熱心に耳を傾け、終ア後も質問が後をたたないくらいであつた。

裁判開かれる
仮処分・第2回

12月2日、大阪地裁において、阿佐さんの地位保全仮処分申請の第2回口頭弁論が行われた。当日は阿佐さん本人の陳述が約一時間にわたつて行われた。

國側は他の組合員の傍聴を「解雇」でおどし妨害しているが、このような状況は早晚うち破らぬ。早期の勝利判決が克う取らねばならないだろう。

尚、次回裁判は年明けの1月17日に行われることになる。

森之宮

12月13日夜 森宮労金において、関西労働者安全センター労災職業病海外輸出調査委員会

タイ・クーデター報告集会開かる

主催 日タイ青年友好関西委員会
▼ 海外輸出調査委員会

南大阪

聞い進む
被災勞傷者同監

急性頸肩腕 老勞災認定

會長出口氏
貲金100%

大阪府被災労働者同
監は、連日と書いてい
いほど大阪西労基署を
追及し、労災認定を克
ち取つてきている。

大阪の港で働く仲間
が急性の頸肩腕症に被
災してりた。彼は同盟
に入り、同じ被災者と
共に斗いを進め、12月
4日には労災認定を斗
い取つた。同盟は他の
被災者のためにも、ど
の斗争の歩調を一步も
ゆるめず、今日も毎日
斗い続けてりる。

大阪府被災労働者同盟は、会長である出口 静雄氏の勤務会社と交渉をもち、被災当時からの賃金100%補償、一時金全額支給の要求で斗つて いる。会社の方は最初、「これは労災ではない」とのきちらにしていたが、同盟の斗争の前に勝てただけになつた。遂に「交渉に応じり、解決に努力します」との確認を行い、去る12月14日の交渉では、賃金100%、一時金の支給を確認した。

くそんな斗いがハ六三
曰商もできるなあ……
という感銘を与えた。
同時にまた、四百数十
名中、十数名の全金組

全金京滋「現模別共
ヨニユース」N.O.
アより転載

云の意義は大ニかつ
といえる。

全金規模別 南大阪と交流会

去る12月11日、全
規模別共斗主催で開か
れた「南大阪との交流
会」は、土曜日の夕方
とあつて参加人数は少
なかつたが

合戻が、会社の執務な
攻撃と、暴力ガードマ
ンの介入をはね返せた
のは、南大阪港ブロッ
クの地域共斗の力によ
るものであ

北大阪

合理化を許さないぞ!!

被災者が交流学習会

全金 岩井計算センター支部

去る12月1日、全金
岩井計算センター支部に
おいて、労災認定者（頸
肩腕症）の交流会が行わ
れ、N I C M C・神鋼な
どの分室 中津本店から
う約20名の女性労働者へ
主にパンチャードが集つ
た。

岩井計算センターは現
在、大阪を中心とした大
合理化（希望退職・パン
千歳退・分室閉鎖など）
計画を組合に提出してお
り、現在組合はその反撃
の体制を強化していき
る。現在合理化案が出さ
れており、この分室には、
販賣業者も、単にこ
れを自身で利用するの
ではなく、積極的にそ

病認定されたいる被災
者が多く、今過張らね
ば」という女性労働者
の気持ちが交流会にも
出ていた。

交流は学習会の形で
行われ、①労災の事務
手続、②労災保険の改
悪、③合理化案、④権
利と義務、と進のられ
たが、話の中では「岩
井の労災企業内補償協
定は進んでいると認め
られているが、これはあ
くまで労資の力関係に
古になるか分らない」、

他の労働者と共に守
り、前進させる斗いに
加わつこいくべき」ニ
とが強調された。

交流会はこれが最初
のものであり、終ア後

参加者からは「もつと
早くやればよかつた」
「もつと多くの人が参
加でこそよし」とい
う意見が多く出され、
支部ではこのような交

流会を後も継続して行
つていくことを決めて
おり、次回は12月21日
に予定されている。

京 都

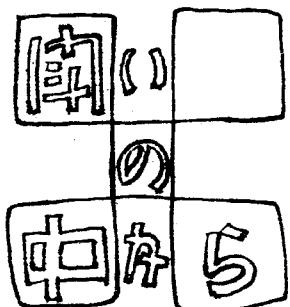
労災争議集会

官公労働者



12月12日、京都で労
災争議の集会が
行われ、全通、全電通
が行かれ、全セントラル事務局長豊
田正義の講演が行われ
た。

では全通製作の映画「
合理化病」のあと、安
田正義の講演が行われ
た。



支部の勝利は 地域共斗の中で えた貴重な体験

・・全金 鋼管商事支部

斗争終結後、本年5月10日、組合員津波氏が退社途中、自転車で転倒、脳溢血で死をする事がおこった。これを調査した大正警察・西労基署は通行人中に事故目撃者がいたが、その調査・聴取りを放置し、医師の診断による病死説をもって通勤途上災害の認定を強く拒んだので

以来、独占日本鋼管の企業閉鎖を狙った組織破壊攻撃と、資本の拘束・警察権力の弾圧の中で、年3ヶ月に亘る闘争を地域共斗の中で貫徹し、50年12月全面勝利した。その間50年3月6日、決起集会終了直後、会社構内浴場で脳溢血で死亡した久川組合員の労災斗争を通じて、資本の非道、企業と労基の施設を暴露し、労災認定を勝ち取った経緯は既に報告済みである。

実績を生々し 再び脳卒中通災認定

前年の久川氏の労災斗争で得た実績の上にたつて支部は全員が、二の事故は通勤途上の災害であるとする固い意志のもとに西労基署に調査のズサンさを強く追及し、労災斗争として二山を徹底的に糾弾する決意を明らかにし、申し入らを行なつたのである。

当初認定を強く拒む姿勢を示していた労基も目撃者聴取りの放置・事故当時の津波氏着衣点検の無視等々の数々の手落ちを指摘され追い込まれ、遂に8月4日、午後5時頃に至って認定を約束する通告をして来たのである。しかも、この翌日の8月5日は、全金・全労連を含めた労基団交が行なわれることにむけていたのである。

二の認定は、前年の久川氏の労災斗争が大きな実績となり、今期大きく貢献したものであった。

久川氏の場合、斗争中でもあり、資本の執拗なまでの反撃と

裏工作の中では、激しい斗いに終始したが、この勝利が見事な実績として津波兵の労災認定を生んだことは事実であり、地域共斗で勝ち取った貴重な実績がある時は労働者を救い、悲しみの中にいる遺族に今後の生活にいちるの光明をもたらし、勇気づけになつたことを高く評価するものです。

争の勝利は極めて困難であることは言うまでもありません。地域共斗を一層拡大し、戦斗的斗争を抜こうではありませんか。

三 地域共斗を強化しよう

=冬の一時金カンパへの協力のお願い=

先号でもカンパへの協力を訴えました。早速の御協力、ありがとうございます。一応の目標額は百万円と考えています。

労災保険法改悪糾弾の斗いも4月からの完全施行を前に大きな山場を迎えています。何としても労働者・被災労働者に不利益にならないよう歯止めを及けるため全力をあげて二の斗いにとりくまねばなりません。斗いが拡大するにつれて、連絡場所としての事務所の機能もより充実させることが必要になりました。

斗争資金として、そして諸々の備品を買ひ整えて事務所をより有効に利用するためにも何とか目標額を達成したいと思っていまますので以後もよろしく御協力下さいます。お預かりします。
（最終集約は来年一月末の予定です。）

その後、支部は各所の労基斗争に参加して労災問題に対する生きた学習の場としています。が、地域によつては共斗態勢の不充分なるが為に、あらゆる斗争が容易でなく困難な実態を目のあたりにし、共斗がいかに重大であるかを痛感しました。鋼管商事支部の勝利は地域共斗の中でこそ得られた貴重な体験であります。

労働者と共になくては、斗

診療所

針灸治療室の田ケ月

施設で労働者針灸學習会を行つてあります。参加者から治療の際にツボの名前や場所を聞かれて胆を冷やすこともあります。

差別される針灸

治療の合間に交流

決定しました。二軒によつて待
時間は現在の $\frac{1}{2}$ 程度に短縮で
きると思います。

現在針灸治療は月・火・水・
金の午前中のみ2名、他は1名
で治療にあたつており、10月ま
では何とひやつていけましたが
11月に入つて1日に針灸治療を
希望する方が30名を越え、待ち
時間が1時間以上になる事がし
ばしばです。針灸治療を希望さ
れる患者さんは腰痛をはじめと
して、痛みを伴う運動器の疾患
が多いため、長時間の待合に
よる疲れ也非常に大変なもので
す。2階広間を使つた木製パッ
セクの利用などを行つてきました
が、それも限界にきたため、
12月下旬からの針灸師の増員が

ありますので、べつどで横になつて
いろいろお互いの職場の経験交
流や斗争経験の交流などが活発
に行われ、いやゆる病院の堅苦
しい雰囲気とは違つて、もぐさ
の煙の立ちこめる中、老若男女
が打ちとけて独特のムードを作
り出しています。

針灸漢方治療を更に労働者
市民の側にとりもどすために、
行政とのねばり強い斗争が必要
です。当診療所も皆さんとともに
に頑張つて、いつでも誰でも、
簡単な手続きで針灸治療を受け
られるよう努力していきたいと
考えています。

針灸治療には極力健康保険を
適用せらよう努力していきます
が、現在、針灸漢方医療は社会
的に極めて不当な差別をうけ、
種々の「病名制限」・「治療回数」
・「治療費など」制限を余儀なくさ
れており、全面的に健保が適用
されていゝ記ではありません。
一部の健保組合では針灸治療そ
のものを認めていないところす
らあります。

頸腕・その他現代医学に見はない
された疾患や夜泣き・虫歯・目
はちこ・耳鳴・蓄膿症・じんま
しん・とまるで全科にわたる難
多ぶりです。

南大阪労働者診療所の

設立経過について

東西勞作者安全也。——常任事務局

民医連運動変質の

原因をさく

いのである。

病院はりつはになり、心臓手術の技術も向上した。それにもかかわらず、私場は合理化され、有毒な粉じんや、不自然な労働が強化されてきた。これらのこととは、医療技術の向上が労働者の病気を治す社会制度の破壊を意味するものではなく、逆に、

資本家がこわいがかった労働力商品である病気の労働者となるべくうまく治し、再び生産の現場にもどし生産に従事させる二策の準備を示しているにすぎない。

人民醫療戰線

任務とは：

資本主義の発展の中で、労働者の生活は全体としてますます貧しくなつてゐるし、病的のも

災職業病の多発はその一現象面のとなつてゐる。職場の労働条件の低下はその現れであり、労働的的には「安くして親切な医療」のスロー・カンをかかげつつも、その根本は「階級斗争の前進と人民大衆の階級斗争への組織化」である。

だから、資本主義が続く以上人民医療戦線は資本主義体制の打倒のための運動を戦略的に斗い続けなければならぬ。その斗争は当然ながら職場労働者の斗争を基盤にしなければならぬし、また労働者の家族を中心にする地域を中心に斗わなければならぬ。労災職業病斗争とは、職場を基盤とした労働者の斗いとして進むものであることを教え、また労働者階級の斗いの前進こそ、過去の日本共産主義運動の継承と発展を可能にするものであることを我々に教えたのは、過去に蓄積された人民医療活動の発展との成果であ

階級斗争全体への 基本的視点を

大衆の現実から出発しない斗争は全て誤った方向へ流されてしまる。現にある労働者の私場での被災という現象が含む階級課題の解決は、階級斗争全体への基本的視点がない限り解決するものではない。

労災恥業病を單なる一つの「病気」にしたてあげる資本家の考え方こそ、巧妙に完備された医療体制の中で階級矛盾を隠ぺいしようとする思想、日本共産主義運動の中から生れた一部の日和見主義者達の作風であつた。我々は再び労働者階級の斗争にもどり、そこからはじめて人民医療戦線の階級的任務をただし出発しなければならぬ。個別の斗争は全体の階級情勢

の全てを含んでいいるし、また全体の斗争の進展がないかぎり、個別の斗争のみが進化する二匹はならぬ。労働者の斗争の中で医療問題、労災恥業病問題は、日本の労働者階級の現実の矛盾關係を全て含んでいいる。この斗争を進めるためには、労働者の私

場斗争の前進のみでなく、階級的な医療戦線の形成も進まなければならぬ。階級斗争全体が進歩し、多くの大衆斗争の戦線の強化が必要なのである。

(つづく)

一九七六年もいよいよ
よおわりになりました。これも以前から強く期待
今年の初めに訴えた労
災保険法改悪反対の斗
争は年をこし、来年の
二、三月頃に最大の山
場を迎えることになり
そうな気配です。

今年も本当にいろいろなことがありました。
月なみですが、とにかく元氣で年をこなせるこ
とをお祈りしていきます。
月に「南大阪労働者診
療所へ松浦診療所」を開設し、や一歩を踏
み出します。(編集部)

後記

昭和50年10月29日第3種郵便物認可 「関西労災職業病」32号
12月30日発行(毎月一回
30日発行)

早く・安く

ちらし・ステッカー・機関紙誌・パンフレット・雑誌・出版など、何でもお気軽にご相談下さい。係員が参上致します。

(株)千里印刷 06-351-1127
大阪市北区天満橋筋5-19-4